

令和元年6月一部改正

# 実用発電用原子炉施設に係る 使用前検査に関する運用要領

平成27年3月

原子力規制庁

## 目次

I	本文書の目的	1
II	用語の定義	1
III	使用前検査	1
	1. 検査の範囲	1
	2. 検査事項	2
	3. 使用前検査の申請	2
	(1) 使用前検査の申請時期	2
	(2) 使用前検査申請方法	2
	(3) 使用前検査申請書の記載内容	3
	(4) 使用前検査申請に係る手数料納付	4
	4. 使用前検査に係る検査実施要領書	4
	(1) 当委員会における使用前検査実施要領書の策定	4
	5. 使用前検査の実施	4
	(1) 検査の体制	4
	(2) 検査の実施時期及び場所等	5
	(3) 検査の範囲及び方法	5
	(4) 抜取立会検査の適用	8
	(5) 申請者の立会い	8
	(6) 検査実施中の検査実施要領書の不備への対応	8
	(7) 使用前検査成績書の作成	9
	(8) 使用前検査成績書の提出等	9
	6. 使用前検査の終了	9
	(1) 使用前検査合格証の交付	9
IV	使用承認等	10
	1. 試験使用承認等	10
	(1) 試験使用の適用	10
	(2) 原子炉本体の試験使用に係る手続き	10
	2. 一部使用承認	11
	(1) 一部使用の適用	11
	(2) 一部使用承認に係る手続き	11
	3. 使用前検査の省略指示	11

### (添付書類)

- 添付－1 検査項目及び立会区分
- 添付－2 使用前検査申請書の様式
- 添付－3 使用前検査実施要領書の様式
- 添付－4 検査報告書の様式
- 添付－5 使用前検査合格証の様式
- 添付－6 使用承認等の様式

## I 本文書の目的

本文書は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の11の規定に基づき、発電用原子炉施設（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）別表第一に記載されている施設。以下同じ。）の使用開始前に行う原子力規制委員会（以下「当委員会」という。）による使用前検査に関する運用方法を規定するものである。

なお、使用前検査に関する運用方法については、平成25年7月の新規規制基準施行後の審査実績及び検査実績の積み重ね等により適宜改善を図るものとし、本要領についても適宜内容の見直しを図るものとする。

## II 用語の定義

本要領において用いる用語としては、法令及び発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド（原規技発第13061920号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））に基づくほか、以下のとおりとする。

新增設工事：発電用原子炉の設置の工事（新設工事）及び発電用原子炉の基数の増加の工事（増設工事）をいう。

改造修理工事：発電用原子炉の新增設工事以外の工事をいう。

## III 使用前検査

### 1. 検査の範囲

使用前検査は、法第43条の3の11第1項の規定において、法第43条の3の9第1項若しくは第2項に規定する認可を受けて設置若しくは変更の工事をする発電用原子炉施設又は法第43条の3の10第1項の規定による届出をして設置若しくは変更の工事をする発電用原子炉施設について行うものとされている。

具体的には、発電用原子炉施設に係るものについては、規則別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じてそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる工事が該当する。

なお、法第43条の3の10第4項に規定する工事計画の変更命令があった場合においては、対応する変更の届出があり、それ以降変更の必要がなく、法第43条の3の10第2項に規定する期間（同条第5項の規定により延長された場合にあっては当該延長後の期間）を経過した後、使用前検査を実施する。

## 2. 検査事項

法第43条の3の11第2項において、検査の合格基準については、検査対象施設に対して、その工事が認可を受けた又は届出をした工事計画に従って行われたものであること及び法第43条の3の14の技術上の基準に適合するものとされている。これらを満たしていることを確認するため、法第43条の3の11第1項の規定に基づき規則第16条に検査事項が規定されているが、工事の実施中に検査をしなければ検査の合格基準を満たしていることを確認することができない事項もあるため、工事の工程を踏まえて各工程における検査事項が規定されている。個々の使用前検査実施要領書(以下「検査実施要領書」という。)における標準的な検査項目を添付-1に例示する。なお、平成25年7月の新規制基準施行に伴う新たな検査項目については、今後の実績を踏まえ、必要があると認められる時は所要の改正を行う。

## 3. 使用前検査の申請

### (1) 使用前検査の申請時期

使用前検査申請書(添付-2に示す様式)には、工事計画(変更)の認可番号及び認可年月日又は届出年月日を記載することになっていることから、申請は当該工事計画の認可後又は届出後から申請できることとなる。

ただし、届出に係る工事計画については、法第43条の3の10第2項及び第3項の規定により工事開始に制限があることから、制限されている期間においては検査を開始しないこととする。法第43条の3の10第3項の規定により制限の期間を短縮している場合に、原子力規制庁原子力規制部検査グループ専門検査部門のPWR・BWR担当((以下「PWR・BWR担当」という。))は、その期間を把握するため、当該工事計画文書の写しを使用前検査申請日までに原子力規制庁原子力規制部審査グループ実用炉審査部門の審査担当から入手することとする。

なお、申請がなされた後に行う検査実施要領書の策定等の事務手続きを踏まえて、初回検査予定日の一月前までには検査申請がなされることが望ましい。

### (2) 使用前検査申請方法

複数の工事計画に対して、同一の時期、場所及び検査方法等で実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(原子力規制委員会規則第6号(平成25年6月28日)。以下「技術基準」という。)への適合性が確認できる場合には、これらを統合して使用前検査を行うことができるものとする。なお、使用前検査申請の単位については、1つの工事計画に対して1つの検査申請を原則

とする。

### (3) 使用前検査申請書の記載内容

#### ①検査を受けようとする工事の期日

申請書記載事項のうち、検査を受けようとする工事の期日は、期日又は期間を記載するものとする。検査を受けようとする工事の期日の詳細（検査実施予定日）が申請時点で特定できない場合には、その概ねの時期又は期間を記載すれば良いものとし、新增設工事を除き検査実施予定時期に余裕がある場合等（概ね三月以上）には未定としてもよいこととする。

#### ②保守管理の目標（保全活動管理指標）及び保守管理の実施に関する計画

使用前検査申請書（発電用原子炉の新增設工事に係るものに限る。）に添付することが求められている書類のうち、規則第15条第2項第3号（保全活動管理指標）及び第4号（保守管理の実施に関する計画）（以下これらを総称して「保全計画」という。）の内容について、PWR・BWR担当及び原子力規制庁原子力規制部検査グループ専門検査部門の品質管理担当において、発電用原子炉施設の使用前検査、施設定期検査及び定期事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則のガイド（原規技発第13061923号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））を参照し、規則への適合性を検討し、保全計画の妥当性について確認する。

#### ③申請の変更の内容を説明する書類

規則第15条第3項において規定される「第1項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があった場合」については、使用前検査の実施に影響が生じた場合とし、具体的には以下の場合に手続きが必要なものとする。

- ・申請者の氏名等が変更となる場合
- ・工事計画の変更認可申請等により発電用原子炉施設の概要に変更が生じる場合（検査内容に関わる認可申請等の際の添付書類の記載内容変更を含む。）
- ・検査を受けようとする工事の工程、期日（年又は月）及び場所に変更が生じる場合
- ・放射線管理上の措置について、時期又は場所に変更が生じる場合

#### ④検査工程

旧原子力安全・保安院に申請された案件における変更の内容を説明する書類の記載内容については、以下の点に留意すること。

- ・「イ項」、「ロ項」、「ハ項」、「ニ項」及び「ホ項」は、それぞれ「第1号」、「第2号」、「第3号」、「第4号」及び「第5号」と記載が変更されている

ること。

- ・改正前の法令の条項が、現状の法令の条項に変更されていること。

#### (4) 使用前検査申請に係る手数料納付

PWR・BWR担当は、使用前検査申請書の提出を受けた際に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号）第65条に規定する手数料に係る納入告知書の発行手続きを行い、発行された納入告知書は申請者に手交又は送付する。

### 4. 使用前検査に係る検査実施要領書

#### (1) 当委員会における検査実施要領書の策定

規則第15条第1項の申請書の提出を受けた場合には、規則第19条に基づき当委員会が実施する検査について、検査実施要領書を策定することとする。同要領書は、工事計画の内容を確認のうえ、Ⅲ 5. (2) 及び(3)に示す内容及び申請者から入手した情報を踏まえて添付-3に示す標準的な様式を参考にして策定することとする。その際に、検査範囲及び検査場所に係る固有の情報（系統・設備・機器の位置及び構造並びに詳細な操作手順及び検査用計器等に係る情報）が必要となる場合には、当該情報を申請者からの聴取又は文書等により入手することとし、当該情報を精査した上で検査実施要領書の策定に活用することとする。

また、策定した検査実施要領書については、検査に必要な手順及び書類等の告知のため、検査前までに申請者に写しを提示することとする。

### 5. 使用前検査の実施

法第67条の2第1項に規定する当委員会の原子力施設検査官（以下「検査官」という。）は、当委員会により定められた検査実施要領書に従い、対象となる発電用原子炉施設が検査の合格基準を満たしていることを確認する。

#### (1) 検査の体制

検査は、原則として2名以上の検査官で行う。

ただし、やむを得ない事情により2名以上の検査官が確保できない場合は、検査官1名のほか、検査官以外の者1名以上の原子力規制庁職員（環境技官）により、検査を行うこととする。また、検査の実施が同一箇所のみであり、その内容が定型的なものである場合又は申請者の検査記録を確認する場合には、1名の検査官で実施することができることとする。

## (2) 検査の実施時期及び場所等

規則第16条に定める工事の工程ごとの検査事項が確認できる時期において、検査対象となる発電用原子炉施設の設置場所又は製作工場等において検査を行うものとする。

なお、検査官が合格基準への適合性に係る判断を行う際に必要な場合には、PWR・BWR担当の首席原子力専門検査官、統括監視指導官又は上席原子力専門検査官（必要により原子力規制庁原子力規制部検査グループ専門検査部門の検査技術担当（以下「検査技術担当」という。）を含む）と相談を行うこととする。

## (3) 検査の範囲及び方法

使用前検査の合格基準については、「その工事が認可又は届出された工事計画に従って行われたものであること」及び「法第43条の3の14の技術上の基準に適合していること」とされていることから、原則として検査の範囲は工事計画書に記載されている事項とする。

なお、技術基準適合性確認の観点から、検査の内容に応じて工事計画の添付書類に記載されている事項についても、確認することとする。

ただし、工事計画に記載されている事項のうち、検査で直接確認することが困難、又は確認行為を行うことによりプラントに好ましくない影響を及ぼす事項等については、申請者が実施する検査（代替方法により申請者が技術基準適合性を確認する検査をいう。）への立会い又は申請者が評価した記録により確認する。

検査の方法としては、「立会検査」、「抜取立会検査」（一部の立会と記録確認を併用する検査をいう。以下同じ。）又は「記録確認検査」とし、それぞれの検査は、添付1の立会区分を基本として、個々の工事内容及び安全上の重要度等に応じて定めることとする。

記録確認は、申請者の品質管理が適切に行われている場合、確認項目について直接測定等を実施することに代えて、工事計画に記載された品質管理の方法に基づき、申請者が実施した検査の記録（以下「品質記録」という。）を確認することをもって判定することができることとする。

具体的な検査の方法は、工事の工程及び検査事項に応じて以下のとおりとする。

安全機能を有する主要な設備として、工事計画において仕様等が記載された設備については以下の①及び②の検査を適用し、③及び④については全ての設備に適用する。

### ①規則第16条の表第1号及び第2号の工事の工程に係る検査事項

構造、機能又は性能を確認するため、原則、以下のとおり検査を行う。

#### a. 材料検査

使用されている材料の化学的成分及び機械的強度が工事計画のとおりであることを品質記録により確認する。

b. 寸法検査

主要寸法が工事計画のとおりであり、許容寸法内であることを実測又は品質記録により確認する。

なお、検査の段階で直接測定できないものにあつては、製作過程での寸法測定等に基づく品質記録により確認することとする。

c. 外観検査

有害な欠陥のないことを目視又は品質記録により確認する。

d. 組立て及び据付け状態を確認する検査（据付検査）

組立て状態並びに据付け位置及び状態が工事計画のとおりであることを目視又は品質記録により確認する。なお、耐震Sクラス機器に適用される地震力により評価が行われた設備の据付け状態を確認する検査においては、工事計画のとおり支持構造物及び基礎ボルトが据付けられていることについても確認することとする。

e. 耐圧検査

技術基準の規定に基づく検査圧力で所定時間保持し、検査圧力に耐え、異常のないことを目視又は品質記録により確認する。耐圧検査が構造上困難な部位については、技術基準の規定に基づく非破壊試験の記録を確認する。なお、技術基準第21条第1項第1号ただし書きの適用については、最小限に留めるものとする。

f. 漏えい検査

耐圧検査終了後、技術基準の規定に基づく検査圧力により漏えいの有無を目視又は品質記録により確認する。なお、漏えい検査が構造上困難な部位については、技術基準の規定に基づく非破壊試験の記録を確認する。

g. 原子炉格納施設が直接設置される基盤の状態を確認する検査

地盤の地質状況が、原子炉格納施設の基盤として十分な強度を有することを確認する。

②規則第16条の表第3号、第4号及び第5号の工事の工程に係る検査事項

機能又は性能を確認するため、以下のとおり検査を行う。ただし、改造修理工事においては、発電用原子炉に燃料を挿入することができる状態になった時（規則第16条の表第3号の工事の工程）と全ての工事が完了した時（規則第16条の表第5号の工事の工程）が同じ時期となるが多いため、その場合には併せて、全ての工事が完了した時として実施することとする。

a. 発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時

発電用原子炉に燃料を装入するにあたり、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る機能又は性能を試運転等により確認するほか、発電用原子炉施設の安全性確保の観点から、工学的安全施設、安全設備等の機能又は性能を当該各系統の試運転等により確認する。

また、発電用原子炉に燃料を挿入する前に検査を行わないと確認が困難となるABWRの原子炉冷却材再循環ポンプ回転速度半減時間測定等を行う。

b. 発電用原子炉の臨界反応操作を開始することができる状態になった時

発電用原子炉の出力を上げるにあたり、発電用原子炉に燃料を挿入した状態での確認項目として、燃料の炉内配置及び原子炉の核的特性等を確認する。

c. 工事の計画に係る全ての工事が完了した時

工事の完了を確認するために、発電用原子炉で発生した蒸気を用いる施設の試運転等により、当該各系統の機能又は性能の最終的な確認を行う。

発電用原子炉の出力を上げた状態における確認項目として、プラント全体での最終的な試運転により発電用原子炉施設の総合的な性能を確認する。

また、改造修理工事のうち、構造に係る変更であって、機能又は性能に影響を与えるものでない工事等、以下に示す内容の工事については、規則第16条の表第1号及び第2号の工事の工程に係る検査事項により合格基準への適合性が確認できるため、当該検査の記録確認をもって工事の完了を確認するための検査とする。

- ・ 工事計画の記載内容の変更を伴わない取替工事
- ・ 配管の改造工事において材料だけを変更する工事
- ・ 生体遮蔽装置を追加又は変更する工事及び廃棄物貯蔵庫の設置又は容量を変更する工事において、遮蔽機能及び貯蔵性能を確認する場合

③品質管理の方法等に係る検査事項

使用前検査においては、申請者の工事に係る品質管理の方法等が工事計画に従ったものとなっているかを確認する必要がある。品質管理の方法等に関する事項については、工事計画においても審査がなされているため、使用前検査においては、工事計画の審査において確認された事項との重複を避けつつ、申請者の品質保証体制のもとで工事及び技術基準適合性確認等の検査に係る保安活動が実施されているか、各施設におけるそれぞれの活動の共通事項（品質保証の実施に係る組織並びに保安活動の計画、実施、評価及び改善）について記録により包括的に確認する。

④基本設計方針に係る事項の検査事項

工事計画の基本設計方針に記載された設備については、申請者が実施する工事計画及び技術基準への適合性を確認する検査（以下「適合性確認検査」という。）

が終了していることを確認した上で、上記③の品質管理の方法等に関する検査事項の状況を踏まえ、下記の事項について、申請者が実施した検査記録及び工事管理記録により包括的に確認するとともに、検査記録と現物の状態が一致するか否かの観点から現物を抜取りで確認する。

- ・ 保安活動に係る実施要領書の適切性
- ・ 保安活動に係る要員の適切性
- ・ 保安活動に係る計測・測定機器の適切性
- ・ 保安活動に係る調達管理の適切性
- ・ 保安活動に係る内容（工事管理実績）の適切性
- ・ 保安活動の結果判定（検査実績）の適切性

#### （４）抜取立会検査の適用

抜取立会検査を適用する場合、検査実施要領書単位で検査項目ごとに１回以上の立会検査を行うことを原則として、個別の検査実施要領書で適用範囲を定める。

#### （５）申請者の立会い

検査の実施にあたっては、原則、当該発電用原子炉施設を設置する者において、保安規定等により主任技術者の中から検査立会責任者が定められていることを確認したうえで、保安の確保のため、当該主任技術者に立会いを求めるものとする。なお、検査立会責任者は、ボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者又は発電用原子炉主任技術者が、検査事項に応じて基本的に以下の考え方で定められている。

##### ①ボイラー・タービン主任技術者

- ・ 主として機械設備の構造、機能及び性能に係る事項
- ・ プラント全体の機能及び性能に係る事項

##### ②発電用原子炉主任技術者

- ・ 原子炉の核的特性及び原子炉の性能に係る事項
- ・ 放射線物理、化学及び安全機能に係る事項
- ・ プラント全体の機能及び性能に係る事項

##### ③電気主任技術者

- ・ 主として電気設備の構造、機能及び性能に係る事項
- ・ プラント全体の機能及び性能に係る事項

#### （６）検査実施中の検査実施要領書の不備への対応

検査実施中に検査実施要領書の不備が確認された場合は、以下の対応をとることとする。

- ・ 検査成績書の様式修正等、検査方法及び検査結果に影響を及ぼさない事案については、検査現場において検査官が検討し、適切な対応をとるものとする。なお、修正対応結果については、検査報告書等に記載することにより記録を残しておくこととする。
- ・ 検査手順の修正等、検査方法及び検査結果に影響を及ぼす事案については、検査を一時中断し、検査継続等について検査現場で検査官が検討する。なお、必要に応じて、PWR・BWR担当の首席原子力専門検査官、統括監視指導官又は上席原子力専門検査官（必要により検査技術担当を含む。）に相談することとする。また、検査を再開する場合には、修正対応結果については、検査報告書等に記載することにより記録を残しておくこととする。

#### （7）使用前検査成績書の作成

検査官は、個別の検査実施要領書に従って、検査を実施する都度、使用前検査成績書を作成する。なお、検査を複数回に分けて実施する場合には、検査を実施する都度、検査記録を作成し、全ての検査が終了した時点で、それまでの検査記録をとりまとめて使用前検査成績書とすることができる。

検査において判明した不適合事象については、添付－4に示す考え方を踏まえ、使用前検査成績書に記載する。また、当該検査の結果について、申請者に対し説明したことを証するため、使用前検査成績書の所定の欄に申請者の検査立会責任者の署名及び押印を求めることとする。

#### （8）使用前検査成績書の提出等

検査官は、使用前検査を実施し、使用前検査成績書を作成した場合には、添付－4に示す様式に従って検査報告書を作成し、原子力規制庁原子力規制部検査グループ専門検査部門企画調査官（検査技術担当）まで供覧し、PWR・BWR担当のプラント担当者に提出する。PWR・BWR担当のプラント担当者は、提出された当該文書を保管することとする。

### 6. 使用前検査の終了

#### （1）使用前検査合格証の交付

当委員会は、実施した検査結果を受け、規則第16条に掲げる検査事項について合格基準を満たすものと判断した場合には、申請のあった使用前検査に合格したものとし、規則第21条の規定に基づき、添付－5に示す様式による使用前検査合格証を、速やかに申請者に交付することとする。

#### IV 使用承認等

法第43条の3の11第1項の規定において、発電用原子炉施設は使用前検査に合格した後でなければ使用してはならないこととされているが、規則第17条第1号から同条第5号までに例外が規定されている。これらの運用は以下のとおりとする。

##### 1. 試験使用承認等

###### (1) 試験使用の適用

規則第17条第1号及び第2号の規定においては、使用前検査に合格する前に、試験のために使用する場合について規定している。なお、「試験使用」とは、使用前検査の対象である発電用原子炉施設について、発電用原子炉施設に対する検査（総合負荷性能検査を含む。）のために行う試験の際に、使用前検査対象の発電用原子炉施設に対して求められる機能が要求される状態において当該発電用原子炉施設を使用することをいう。

なお、具体的な考え方は以下に示す。

###### ① 新增設工事

- ・ 使用前検査の対象である発電用原子炉施設において、設備の使用範囲が建設中のプラントに係るものであり、最終の使用前検査（規則第16条の表第5号の工事の工程に係る使用前検査）に合格するまでの期間に設備を使用する場合。

###### ② 改造修理工事

- ・ 使用前検査の対象である発電用原子炉施設について、規則第16条の表第5号の工事の工程に係る使用前検査までの期間において、試験のために使用する場合。
- ・ 使用前検査の対象である発電用原子炉施設のうち当該プラントの運転に直接関連する設備について、当該設備の使用前検査終了から合格証交付までの期間において設備を使用する場合。

###### (2) 原子炉本体の試験使用に係る手続き

規則第17条第1号の規定により原子炉本体を試験のために使用するための承認（試験使用承認）の申請書の提出を受けた場合に、その申請内容について保安の確保上支障がないと認められる場合には、使用の期間及び方法を記載した添付一6に示す様式1の承認書を交付することとする。

## 2. 一部使用承認

### (1) 一部使用の適用

規則第17条第3号の規定においては、使用前検査対象の発電用原子炉施設の一部について工事が完了した場合に、試験使用とは別に、その完成した部分に求められる機能が要求される状態とする場合について規定している。

具体的な考え方は以下に示す。

#### ① 新增設工事

- ・ 使用前検査の対象である発電用原子炉施設において、使用前検査終了から建設中プラントの最終の使用前検査（規則第16条の表第5号の工事の工程に係る使用前検査）に合格するまでの期間に、共用設備として建設プラント以外に設備を使用する場合。
- ・ 使用前検査の対象である発電用原子炉施設において、使用前検査合格証を発行する前に、試験のためではないが設備を使用する場合（例：新燃料を仮保管する新燃料仮貯蔵保管庫等の場合）。

#### ② 改造修理工事

- ・ 使用前検査の対象である発電用原子炉施設において、使用前検査が複数の定期検査にまたがる場合、又は設備が複数のプラントにまたがる場合（共用設備）であって、工事の一部が完了した場合において、使用前検査合格証を発行する前に、その部分を使用する場合（プラントの運転に直接関連する設備では、総合負荷性能検査終了後においてその設備を使用する必要がある場合に限る）。

### (2) 一部使用承認に係る手続き

規則第17条第3号の規定に係る一部の完成した部分を使用するための承認（一部使用承認）の申請書の提出を受けた場合、その申請内容について確認し、申請部分を使用しなければならない特別の理由があるものと認められ、かつ、当該発電用原子炉施設に係る使用前検査の結果が合格基準を満たしていることを確認し、保安の確保上支障がないと認めた場合には、使用の期間及び方法を記載した添付-6に示す様式2の承認書を交付することとする。

## 3. 使用前検査の省略指示

規則第17条第4号の規定においては、発電用原子炉施設の設置の場所の状況又は工事の内容により支障がないと認められ、使用前検査を受けないで設備を使用することができる場合について規定している。「設置の場所の状況又は工事の内容により支障がない」とは、

- ・ 既設のほかの発電用原子炉施設に影響を与えない設備の撤去の工事

- ・予備品の共用化又は所属替え等、工事計画の手続きのみで設備に対して加工等の変更を加えない場合（基本設計方針の変更に関する工事は除く。）等が該当する。

当委員会が、工事計画認可申請を認可又は工事計画届出がなされた際に、設置の場所の状況又は工事の内容により支障がないと想定され、当該工事をしようとする者に設置の場所の状況又は工事の内容を確認し、支障がないと認められる場合には、規則第17条第4号の規定に基づき、当該工事をしようとする者に対して、当該工事計画の認可日又は届出の工事開始の制限期間が明ける日以降速やかに、法第43条の3の11第1項に規定する検査を受けないで使用する旨の指示を添付-6に示す様式3により行うこととする。

添付－1 検査項目及び立会区分

1. 沸騰水型発電用原子炉（BWR）

（1）規則第16条の表第1号の工事の工程に係る使用前検査

【機器、構造物及び支持構造物】

			立会区分				備考
			材料	寸法	外観、 組立・ 据付	耐圧・ 漏えい	
容器 圧力容器 熱交換器 開放タンク サンプル	クラス1容器	原子炉圧力容器（原子炉容器等）	B	A/B	A	A	<p>[記号説明] A：立会検査※ B：記録確認検査 A/B：抜取立会検査 ただし、その全数を記録確認によっても差し支えないもの。</p> <p>※：Aであっても個数が多く、かつ、定型化されているもの（同一仕様であって同一ラインで製造されたもの）は抜取立会検査でよいものとする。 また、Aであっても高線量等の検査作業条件により抜取立会検査とできるものとする。</p>
	クラス2容器/重大事故等クラス1・2容器③	すべて	B	B	A/B	A/B	
	クラス3容器	すべて	B	B	A/B	A/B	
	クラスMC容器	原子炉格納容器本体②	B	A/B	A	A	
		上記以外のクラスMC容器（格納容器貫通部）	B	B	A ①	A ①	
配管	クラス1管	すべて	B	B	A	A	<p>[注] ①溶接部の技術基準適合確認が行われている場合はA/Bとする。 ②原子炉格納容器本体のうち鉄筋コンクリートに関する検査区分は添付－1の1.（1）【建物、構築物】による。 ③同一機器で通常クラス区分と重大事故クラス区分が異なる場合、重要度区分が高い方の立会区分とする。</p>
	クラス2管/重大事故等クラス1・2管③	すべて	B	B	A/B	A/B	
	クラス3管	すべて	B	B	A/B	A/B	
	クラス4管	すべて	B	B	A/B	A/B	
ポンプ	クラス1ポンプ	冷却材再循環ポンプ（1次冷却材ポンプ）	B	—	A	A	
	クラス2ポンプ/重大事故等クラス1・2ポンプ③	すべて	B	—	A/B	A/B	
	上記以外のポンプ	すべて	B	—	A/B	—	

			立会区分				備考
			材料	寸法	外観、組立・据付	耐圧・漏えい	
弁	クラス1弁	すべて	B	B	A	A	A：立会検査※ B：記録確認検査 A/B：抜取立会検査 ただし、その全数を記録確認によっても差し支えないもの。  ※：Aであっても個数が多く、かつ、定型化されているもの（同一仕様であって同一ラインで製造されたもの）は抜取立会検査でよいものとする。 また、Aであっても高線量等の検査作業条件により抜取立会検査とできるものとする。
	クラス2弁/重大事故等クラス1・2弁③	すべて	B	B	A/B	A/B	
	上記以外の弁	すべて	B	B	A/B	—	
支持構造物	クラス1支持構造物	すべて	B	A/B	A	—	[注] ③同一機器で通常クラス区分と重大事故クラス区分が異なる場合、重要度区分が高い方の立会区分とする。 ④主蒸気逃がし安全弁については表の第3号の工事の工程に係る使用前検査として動作検査及び漏えい検査を実施する。
	クラス2支持構造物/重大事故等クラス1・2支持構造物③	すべて	B	B	A/B	—	
	クラスMC支持構造物	すべて	B	A/B	A/B	—	
	炉心支持構造物	すべて	B	A/B	A	—	
安全弁・逃がし弁	安全弁等	クラス1機器用安全弁等	B	A	A	— ④	
		クラス2機器用安全弁等/重大事故等クラス1・2機器用安全弁③	B	A/B	A/B		
		その他安全弁等	B	A/B	A/B		
機器又は構造物	重要施設の機器	圧力容器内部構造物	B	A	A	—	[重要施設の定義] 重要施設は、次に掲げるものをいう。 (1) その設備の破損が冷却材喪失事故(LOCA)を引き起こす可能性のあるもの。 (2) 冷却材喪失事故(LOCA)が生じた際の放射性物質の放散を防ぎ、又は緩和するために必要なもの。 (3) 原子炉を停止させ、又は原子炉を安全停止状態に維持するために必要なもの。
		圧力容器付属構造物	B	A/B	A	A	
		制御棒、制御棒駆動機構	B	A/B	A	—	
		上記以外の機器又は構造物	B	A/B	A	—	
	重要施設以外の機器	すべて	B	B	A/B	—	
	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	燃料取扱装置	B	B	A/B	—	
		使用済燃料貯蔵プール(ピット)	B	A/B	A	A	
		上記以外の設備	B	B	A/B	—	
	放射線モニタ	すべて	—	—	A/B	—	
堰その他の設備	すべて	B	B	A/B	—		

【建物、構築物】

		立会区分		備考
		材料	寸法、外観、 組立・据付	
原子炉本体	原子炉压力容器基礎	B ①	A/B	[記号説明] A:立会検査 B:記録確認検査 A/B:抜取立会検査 ただし、その全数を記録確認 によっても差し支えないも の。  [注] ①フレッシュコンクリートの性 状とコンクリート圧縮強度検 査はA/Bとする。
核燃料物質の取扱 施設及び貯蔵施設	使用済燃料乾式貯蔵建屋	B ①	A/B	
放射線管理施設	生体遮蔽装置	B ①	A/B	
	生体遮蔽装置（補助遮蔽）	B ①	A/B	
放射性廃棄物の廃 棄施設	固体廃棄物貯蔵庫	B ①	A/B	
原子炉格納施設	原子炉格納施設基礎	B ①	A/B	
	外部遮蔽建屋	B ①	A/B	
	原子炉格納容器（鉄筋コンクリート）	B ①	A/B	

(2) 規則第16条の表第2号の工事の工程に係る使用前検査

【蒸気タービン】

		立会区分							備考
		一般事項			材料	寸法	外観	組立・据付	
		仕様	基礎	水圧試験					
蒸気タービン	蒸気タービン本体	A/B	B	B	B	A/B	A	B	[記号説明] A:立会検査※ B:記録確認検査 A/B:抜取立会検査 ただし、その全数を記録確認によっても差し支えないもの。  ※:Aであっても個数が多く、かつ、定型化されているもの(同一仕様であって同一ラインで製造されたもの)は抜取立会検査にできるものとする。
	蒸気タービンの管	-	-	-	B	A/B	-	-	
	调速装置で制御される主要弁	-	-	B	-	-	A	-	
	復水器	A/B	-	-	B	-	A/B	B	
	湿分分離器/湿分分離加熱器	A/B	-	B	B	A/B	A/B	B	
	蒸気タービンに附属する管	-	-	-	B	A/B	-	-	
	その他の機器	A/B	-	-	-	-	-	-	

【補助ボイラー】

		立会区分						備考
		一般事項 仕様	材料	寸法	外観	組立・据付	耐圧・漏えい	
補助ボイラー	補助ボイラー本体	A/B	B	B	A	A/B	A	[記号説明] A:立会検査 B:記録確認検査 A/B:抜取立会検査 ただし、その全数を記録確認によっても差し支えないもの。
	補助ボイラー節炭器	A/B	B	B	A/B	A/B	A	
	安全弁	-	-	-	A/B	A/B	A	

(3) 規則第16条の表第3号、第4号及び第5号の工事の工程に係る使用前検査

【設計基準対象施設】

検査対象設備 (又は検査名)	検査項目	工程	立会 区分	備考
主蒸気系主蒸気逃がし 安全弁	1. 工場における作動検査及び漏えい検査	三	A/B	[記号説明] A:立会検査 B:記録確認検査 A/B:抜取立会検査
	2. 発電所における作動検査及び漏えい検査	三	A	
	3. 系統機能検査			
	(1) 自動減圧系検査	三	A/B	
	(2) 逃がし弁機能検査	三	A/B	
主蒸気系主蒸気隔離弁	1. 空気による格納容器内側主蒸気隔離弁	三	A	
	(1) 弁座の漏えい率検査			
	2. 空気による格納容器外側主蒸気隔離弁	三	A	
	(1) 弁座の漏えい率検査			
	3. 系統機能検査			
	(1) 自動隔離検査	三	A/B	
	a. 論理回路検査	三	A	
	b. 隔離弁閉検査	三	A	
残留熱除去系	1. 系統機能検査			
	(1) 低圧注水系自動起動検査	三	A/B	
	(2) 格納容器スプレイ冷却系手動起動検査			
	a. サプレッションチェンバスプレイ検査	三	A	
	b. ドライウェルスプレイノズル空気検査	三	A	
	2. 系統運転性能検査			
	(1) 残留熱除去系ポンプ運転性能検査	三	A/B	
	(2) ポンプ運転性能検査	三	B	
残留熱除去系 (ABWR)	1. 系統機能検査			
	(1) 低圧注水系自動起動検査	三	A/B	
	(2) 格納容器スプレイ冷却系手動起動検査			
	a. サプレッションチェンバスプレイ検査	三	A	
	b. ドライウェルスプレイノズル空気検査	三	A	
	2. 系統運転性能検査			
	(1) 残留熱除去系ポンプ運転性能検査	三	A/B	
	(2) 機器運転性能検査	三	B	
高圧炉心スプレイ系	1. 系統機能検査			
	(1) 自動起動検査	三	A/B	
	(2) 高圧炉心スプレイ系ポンプ吸込弁切替検査	三	B	
	2. 系統運転性能検査			
	(1) 高圧炉心スプレイ系ポンプ運転性能検査	三	A	
低圧炉心スプレイ系	1. 系統機能検査			
	(1) 自動起動検査	三	A/B	
	2. 系統運転性能検査			
	(1) 低圧炉心スプレイ系ポンプ運転性能検査	三	A	

検査対象設備 (又は検査名)	検査項目	工程	立会 区分	備考
高圧炉心注水系 (A B W R)	1. 系統機能検査 (1) 自動起動検査 (2) 高圧炉心注水系ポンプ吸込弁切替検査 2. 系統運転性能検査 (1) 高圧炉心注水系ポンプ運転性能検査	三 三 三	A/B B A/B	A : 立会検査 B : 記録確認検査 A/B : 抜取立会検査
原子炉隔離時冷却系 (A B W R)	1. 系統機能検査 (1) 自動起動回路検査 (2) 原子炉注水検査 (3) 原子炉隔離時冷却系ポンプ吸込弁切替検査 2. 系統運転性能検査 (1) 所内蒸気圧力約 1.0 MP a における原子炉 隔離時冷却系ポンプ運転性能検査	三 三 三 三	A/B A B B	
格納容器内漏えい監 視装置	1. 系統機能検査 (1) 警報検査	三	A/B	
安全保護系及び再循 環流量制御	1. 系統機能検査 (1) 安全保護系作動回路検査 (2) 原子炉格納容器隔離弁自動隔離検査 (3) R P T 信号による再循環ポンプトリップ検査	三 三 三	A/B A/B A/B	
安全保護系及び再循 環流量制御 (A B W R)	1. 系統機能検査 (1) 安全保護系作動回路検査 (2) 原子炉格納容器隔離弁自動隔離検査 (3) R P T 信号による再循環ポンプトリップ検査	三 三 三	A/B A/B A/B	
制御棒駆動系	1. 系統機能検査 (1) 制御棒位置制御検査 (2) 原子炉スクラム検査 (3) 制御棒引抜き阻止検査 (4) 動力源喪失検査 (5) 安定性選択制御棒挿入機能検査 2. 系統運転性能検査 (1) 機器運転性能検査	三 三 三 三 三 三	A/B A/B A/B A/B A/B B	
制御棒駆動系 (A B W R)	1. 系統機能検査 (1) 制御棒位置制御検査 (2) 原子炉スクラム検査 (3) 制御棒引抜き阻止検査 (4) 動力源喪失検査 (5) 安定性選択制御棒挿入機能検査 2. 系統運転性能検査 (1) 機器運転性能検査	三 三 三 三 三 三	A/B A/B A/B A/B A/B B	
ほう酸水注入系	1. 系統機能検査 (1) 原子炉注入検査 2. 系統運転性能検査 (1) 注入ポンプ運転性能検査 3. ほう酸重量確認検査	三 三 三	A/B B B	
核計測装置	1. 系統機能検査 (1) 警報検査 2. 性能検査 (1) 計測範囲確認検査	三 三	A/B B	

検査対象設備 (又は検査名)	検査項目	工程	立会 区分	備考
一次冷却材、原子炉格 納容器及び制御棒駆動 系計測装置	1. 系統機能検査 (1) 警報検査	三	A/B	A:立会検査 B:記録確認検査 A/B:抜取立会検査
	2. 性能検査 (1) 計測範囲確認検査	三	B	
燃料取扱装置	1. 系統機能検査 (1) 動力源喪失検査	三	A/B	
	2. 系統運転性能検査 (1) 容量確認検査	三	A/B	
燃料プール冷却浄化系	1. 系統機能検査 (1) 警報検査	三	B	
	2. 系統運転性能検査 (1) 機器運転性能検査	三	B	
プロセス放射線モニタ リング設備	1. 系統機能検査 (1) 警報検査	三	A/B	
	2. 性能検査 (1) 校正検査	三	B	
エリア放射線モニタリ ング設備	1. 系統機能検査 (1) 警報検査	三	A/B	
	2. 性能検査 (1) 校正検査	三	B	
周辺モニタリング設備 及び移動式モニタリン グ設備	1. 系統機能検査 (1) 警報検査	三	A/B	
	2. 性能検査 (1) 校正検査	三	B	
	(2) 流量検査	三	B	
非常用ガス処理系	1. 系統機能検査 (1) 自動起動検査	三	A/B	
	2. 性能検査 (1) 高性能粒子フィルタ性能検査			
	a. 単体能力検査	三	B	
	b. 総合能力検査	三	A	
	(2) チャコールエアフィルタ性能検査			
	a. 放射性よう化メチル放射性よう素 除去検査	三	A/B	
b. 総合能力検査	三	A		
中央制御室換気空調系	1. 系統機能検査 (1) 非常運転切替検査	三	A	
	2. 性能検査 (1) チャコールエアフィルタ性能検査			
	a. 放射性よう化メチル放射性よう素 除去検査	三	A/B	
	b. 総合能力検査	三	A	

検査対象設備 (又は検査名)	検査項目	工程	立会 区分	備考
気体廃棄物処理系	1. 系統機能検査 (1) 排ガス系隔離検査 (2) 活性炭式希ガスホールドアップ塔機能検査 2. 系統運転性能検査 (1) 気体廃棄物処理装置運転性能検査	三 三 三	A A/B B	A:立会検査 B:記録確認検査 A/B:抜取立会検査
液体廃棄物処理系	1. 系統機能検査 (1) ポンプ自動起動検査 (2) タンク流入弁自動切替検査 (3) タンク(槽)受入自動停止検査 2. 系統運転性能検査 (1) 液体廃棄物処理装置運転性能検査 (2) ポンプ運転性能検査	三 三 三 三 三	A/B A/B A/B B B	
固体廃棄物処理系	1. 系統機能検査 (1) タンク(槽)受入自動停止検査 2. 系統運転性能検査 (1) 固体廃棄物処理装置運転性能検査	三 三	A/B B	
漏えい検出装置	1. 系統機能検査 (1) ドレンサンプピット及びドレンサンプピット漏えい警報検査	三	A/B	
原子炉格納容器 (漏えい率検査)	1. 原子炉格納容器漏えい率検査	三	A	
原子炉建屋原子炉棟 (漏えい率検査)	1. 原子炉建屋原子炉棟漏えい率検査	三	A	
可燃性ガス濃度制御系	1. 系統機能検査 (1) 高温動作検査 2. 性能検査 (1) 再結合器性能検査	三 三	A/B B	
真空破壊装置	1. 系統機能検査 (1) 真空破壊装置動作検査	三	A	
非常用予備発電装置	1. 外観検査 2. 絶縁耐力検査 3. 系統機能検査 (1) 警報検査 (2) 自動遮断検査 (3) 過速度トリップ検査 (4) 自動負荷投入検査 4. 系統運転性能検査 (1) ディーゼル発電機運転性能検査 (2) ポンプ運転性能検査	三 三 三 三 三 三 三	A A/B A/B A/B A/B A/B B	

検査対象設備 (又は検査名)	検査項目	工程	立会 区分	備考
蓄電池	1. 外観検査 2. 系統運転性能検査	三 三	A B	A:立会検査 B:記録確認検査 A/B:抜取立会検  ※1:工事計画記載項目(基本設計方針除く)のうち総合設備検査以外の検査項目で確認されていない項目を対象とする。 ※2:クラス1機器を対象とする。
計装用無停電交流電源装置	1. 外観検査 2. 警報保護装置検査 3. 系統運転性能検査	三 三 三	A A/B B	
中央制御室外原子炉停止装置	1. 機能・性能検査 (1) 操作スイッチ健全性確認検査 (2) 手動操作器健全性確認検査	三 三	B B	
総合設備検査※1	1. 適合性確認検査記録等の確認検査	三	B	
原子炉冷却材の循環設備	1. 系統機能検査 バウンダリ構成確認検査※2	四	A/B	
燃料装荷検査	1. 全燃料装荷後の炉内配置確認検査	四	A	
停止余裕検査	1. 全燃料装荷時の停止余裕確認検査	四	A	
制御棒駆動系検査	1. 原子炉圧力大気圧における制御棒連続駆動検査	四	B	
制御棒駆動系検査 (ABWR)	1. 原子炉圧力大気圧における制御棒連続駆動検査	四	B	
初臨界確認検査	1. 初臨界時の実効増倍率測定検査	四	A	
減速材温度係数測定検査	1. 炉水温度50℃付近における減速材温度係数測定検査	四	B	
制御棒駆動系検査	1. 原子炉圧力約6.9MPaにおける制御棒連続駆動検査	五	A/B	
	2. 原子炉圧力約6.9MPaにおけるシングルロッドスクラム検査	五	A/B	
制御棒駆動系検査 (ABWR)	1. 原子炉圧力約7.1MPaにおける制御棒連続駆動検査	五	A/B	
	2. 原子炉圧力約7.1MPaにおけるシングル・ペアロッドスクラム検査	五	A/B	
原子炉隔離時冷却系検査	1. 原子炉停止中における自動起動検査	五	B	
	2. 原子炉圧力約1.0MPaにおける系統運転性能検査	五	B	
	3. 原子炉圧力約6.9MPaにおける系統運転性能検査	五	A	
原子炉隔離時冷却系検査 (ABWR)	1. 原子炉圧力約7.1MPaにおける系統運転性能検査	五	A	
系統運転性能検査	1. 定格電気出力又は定格熱出力付近における原子炉冷却材再循環系運転性能検査	五	A/B	
	2. 20%電気出力における原子炉冷却材浄化系運転性能検査	五	A/B	
	3. 20%電気出力及び定格電気出力又は定格熱出力における復水給水系運転性能検査	五	A/B	
制御棒に対する中性子束 応答検査	1. 55%炉心流量における制御棒に対する中性子束応答検査	五	A	
	2. 定格電気出力又は定格熱出力における制御棒に対する中性子束応答検査	五	B	

検査対象設備 (又は検査名)	検査項目	工程	立会 区分	備考
圧力制御検査	1. 55%炉心流量における主蒸気圧力設定 点変更検査	五	A	A:立会検査 B:記録確認検査 A/B:抜取立会検査
	2. 定格電気出力又は定格熱出力における主 蒸気圧力設定点変更検査	五	B	
給水系検査	1. 55%炉心流量における原子炉水位設定 点変更検査	五	A	
	2. 定格電気出力又は定格熱出力における原 子炉水位設定点変更検査	五	B	
	3. 55%炉心流量における原子炉給水ポン プ予備機自動起動検査	五	A/B	
再循環流量制御検査	1. 55%炉心流量における原子炉再循環ポン プ速度設定点変更検査	五	A	
	2. 定格電気出力又は定格熱出力における原 子炉再循環ポンプ速度設定点変更検査	五	B	
再循環ポンプトリップ 検査	1. 定格電気出力又は定格熱出力における再 循環ポンプ1台トリップ検査	五	A	
再循環ポンプトリップ 検査 (ABWR)	1. 定格電気出力又は定格熱出力における原 子炉冷却材再循環ポンプ3台トリップ検査	五	A	
外部電源喪失検査	1. 20%電気出力における外部電源喪失検 査	五	A	
発電機負荷遮断検査 (100%タービンバ イパスプラント)	1. 直結母線を直結変圧器から受電している 状態での検査			
	(1) 20%電気出力における発電機負荷遮 断検査	五	B	
	(2) 50%電気出力における発電機負荷遮 断検査	五	B	
	(3) 75%電気出力における発電機負荷遮 断検査	五	B	
	(4) 定格電気出力又は定格熱出力における 発電機負荷遮断検査	五	B	
	2. 直結母線を起動変圧器から受電している 状態での検査			
(1) 定格電気出力又は定格熱出力における 発電機負荷遮断検査	五	A		
発電機負荷遮断検査 (部分容量タービンバ イパスプラント)	1. 発電機負荷遮断検査			
	(1) 20%電気出力における発電機負荷遮 断検査	五	B	
	(2) 50%電気出力における発電機負荷遮 断検査	五	B	
	(3) 75%電気出力における発電機負荷遮 断検査	五	B	
(4) 定格電気出力又は定格熱出力における 発電機負荷遮断検査	五	A		
プラントトリップ検査	1. 50%電気出力におけるプラントトリッ プ検査	五	A	
主蒸気隔離弁全閉検査	1. 定格電気出力又は定格熱出力における主 蒸気隔離弁全閉検査	五	A	

検査対象設備 (又は検査名)	検査項目	工程	立会 区分	備考
負荷検査 (その1)	1. 定格電気出力又は定格熱出力における原子炉関係検査	五	A	A:立会検査 B:記録確認検査 A/B:抜取立会検査
	2. 定格電気出力又は定格熱出力における蒸気タービン関係検査	五	A	
負荷検査 (その2)	1. 定格電気出力又は定格熱出力における放射線関係検査	五	A	
使用済燃料貯蔵設備	1. 機能検査			
	(1) 吊上げ荷重検査	五	B	
	(2) 伝熱検査	五	B	
	(3) 気密漏えい検査	五	A/B	
	(4) 未臨界検査	五	A/B	
	(5) 模擬燃料集合体挿入検査	五	A/B	
タービン保安装置検査 (停止中)	1. タービン保安装置検査 (停止中)			
	(1) 油ポンプ自動起動検査	五	A/B	
	(2) タービントリップインターロック検査	五	A/B	
タービン保安装置検査 (無負荷運転中)	1. タービン保安装置検査 (無負荷運転中)			
	(1) 調速装置作動範囲検査	五	A	
	(2) 非常調速装置検査	五	A	
補助ボイラー	1. 警報・インターロック検査	五	A/B	
	2. 安全弁作動検査	五	A/B	
	3. 環境関係測定検査	五	A/B	
	4. 連続負荷検査	五	A	

【重大事故等対処施設】

検査対象施設	検査項目	工程	立会区分
<p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設、非常用電源設備、常用電源設備、火災防護設備浸水防護施設、補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）、非常用取水設備、敷地内土木構造物及び緊急時対策所</p>	<p>機能・性能検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 系統機能検査</li> <li>・ 系統運転性能検査</li> <li>・ 適合性確認検査記録の確認検査</li> </ul>	<p>三 四 五</p>	<p>立会又は記録確認による検査（可搬型であって、複数の敷設ルートが設定される場合は、1ルート以上の立会とする。）</p>

## 2. 加圧水型発電用原子炉（PWR）

### （1）規則第16条の表第1号の工事の工程に係る使用前検査

#### 【機器、構造物及び支持構造物】

			立会区分				備考
			材料	寸法	外観、 組立・ 据付	耐圧・ 漏えい	
容器 圧力容器 熱交換器 開放タンク サンプ	クラス1容器	原子炉圧力容器 (原子炉容器等)	B	A/B	A	A	[記号説明] A:立会検査※ B:記録確認検査 A/B:抜取立会検査 ただし、その全数を記録確認によっても差し支えないもの。  ※:Aであっても個数が多く、かつ、定型化されているもの(同一仕様であって同一ラインで製造されたもの)は抜取立会検査でよいものとする。 また、Aであっても高線量等の検査作業条件により抜取立会検査とできるものとする。  [注] ①溶接部の技術基準適合確認が行われている場合はA/Bとする。 ②原子炉格納容器本体のうち鉄筋コンクリートに関する検査区分は添付ー1の2.(1)【建物、構築物】による。 ③同一機器で通常クラス区分と重大事故クラス区分が異なる場合、重要度区分が高い方の検査区分とする。
	クラス2容器/ 重大事故等クラス1・2容器③	すべて	B	B	A/B	A/B	
	クラス3容器	すべて	B	B	A/B	A/B	
	クラスMC容器	原子炉格納容器本体 ② 上記以外のクラスMC容器(貫通部ベローズ)	B	A/B	A	A	
配管	クラス1管	すべて	B	B	A	A	
	クラス2管/ 重大事故等クラス1・2管③	すべて	B	B	A/B	A/B	
	クラス3管	すべて	B	B	A/B	A/B	
	クラス4管	すべて	B	B	A/B	A/B	
	共通	原子炉格納容器貫通部配管	B	B	A/B	A/B	
ポンプ	クラス1ポンプ	冷却材再循環ポンプ (1次冷却材ポンプ)	B	—	A	A	
	クラス2ポンプ/ 重大事故等クラス1・2ポンプ③	すべて	B	—	A/B	A/B	
	上記以外のポンプ	すべて	B	—	A/B	—	

			立会区分				備考
			材料	寸法	外観、組立・据付	耐圧・漏えい	
弁	クラス1弁	すべて	B	B	A	A	[記号説明] A:立会検査※ B:記録確認検査 A/B:抜取立会検査 ただし、その全数を記録確認によっても差し支えないもの。
	クラス2弁/重大事故等クラス1・2弁③	すべて	B	B	A/B	A/B	
	上記以外の弁	すべて	B	A/B	A/B	—	
支持構造物	クラス1支持構造物	すべて	B	A/B	A	—	※:Aであっても個数が多く、かつ、定型化されているもの(同一仕様であって同一ラインで製造されたもの)は抜取立会検査でよいものとする。 また、Aであっても高線量等の検査作業条件により抜取立会検査とできるものとする。
	クラス2支持構造物/重大事故等クラス1・2支持構造物③	すべて	B	B	A/B	—	
	クラスMC支持構造物	すべて	B	A/B	A/B	—	
	炉心支持構造物	すべて	B	A/B	A	—	
安全弁・逃がし弁	安全弁等	クラス1機器用安全弁等	B	A	A	— ④	[注] ③同一機器で通常クラス区分と重大事故クラス区分が異なる場合、重要度区分が高い方の検査区分とする。 ④主蒸気安全弁、加圧器安全弁及び真空逃がし弁については表の第3号の工事の工程に係る使用前検査として動作検査及び漏えい検査を実施する。
		クラス2機器用安全弁等/重大事故等クラス1・2機器用安全弁③	B	A/B	A/B		
		その他安全弁等	B	A/B	A/B		
機器又は構造物	重要施設の機器	圧力容器内部構造物	B	A	A	—	[重要施設の定義] 重要施設は、次に掲げるものをいう。 (1) その設備の破損が冷却材喪失事故(L O C A)を引き起こす可能性のあるもの。 (2) 冷却材喪失事故(L O C A)が生じた際の放射性物質の放散を防ぎ、又は緩和するために必要なもの。 (3) 原子炉を停止させ、又は原子炉を安全停止状態に維持するために必要なもの。
		圧力容器付属構造物	B	A/B	A	A	
		制御棒、制御棒駆動機構	B	A/B	A	—	
		上記以外の機器又は構造物	B	A/B	A	—	
	重要施設以外の機器	すべて	B	B	A/B	—	
	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	燃料取扱装置	B	B	A/B	—	
		使用済燃料貯蔵プール(ピット)	B	A/B	A	A	
		上記以外の設備	B	B	A/B	—	
	放射線モニタ	すべて	—	—	A/B	—	
	堰その他の設備	すべて	B	B	A/B	—	

【建物、構築物】

		立会区分		備考
		材料	寸法、外観、 組立・据付	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	使用済燃料乾式貯蔵建屋	B ①	A/B	[記号説明] A：立会検査 B：記録確認検査 A/B：抜取立会検査 ただし、その全数を記録確認によっても差し支えないもの。  [注] ①フレッシュコンクリートの性状とコンクリート圧縮強度検査はA/Bとする。
放射線管理施設	生体遮蔽装置	B ①	A/B	
	生体遮蔽装置（補助遮蔽）	B ①	A/B	
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物貯蔵庫	B ①	A/B	
原子炉格納施設	原子炉格納施設基礎	B ①	A/B	
	外部遮蔽建屋	B ①	A/B	
	原子炉格納容器（鉄筋コンクリート）	B ①	A/B	
	アニュラス区画構築物	B ①	A/B	

(2) 規則第16条の表第2号の工事の工程に係る使用前検査

【蒸気タービン】

		立会区分							備考
		一般事項			材料	寸法	外観	組立・据付	
		仕様	基礎	水圧試験					
蒸気タービン	蒸気タービン本体	A/B	B	B	B	A/B	A	B	[記号説明] A:立会検査※ B:記録確認検査 A/B:抜取立会検査 (ただし、その全数を記録確認によっても差し支えないもの。) ※:Aであっても個数が多く、かつ、定型化されているもの(同一仕様であって同一ラインで製造されたものは抜取立会検査にできるものとする。
	蒸気タービンの管	—	—	—	B	A/B	—	—	
	調速装置で制御される主要弁	—	—	B	—	—	A	—	
	復水器	A/B	—	—	B	—	A/B	B	
	湿分分離器／湿分分離加熱器	A/B	—	B	B	A/B	A/B	B	
	蒸気タービンに附属する管	—	—	—	B	A/B	—	—	
	その他の機器	A/B	—	—	—	—	—	—	

【補助ボイラー】

		立会区分						備考
		一般事項 仕様	材料	寸法	外観	組立・据付	耐圧・漏えい	
補助ボイラー	補助ボイラー本体	A/B	B	B	A	A/B	A	[記号説明] A:立会検査 B:記録確認検査 A/B:抜取立会検査 ただし、その全数を記録確認によっても差し支えないもの。
	補助ボイラー節炭器	A/B	B	B	A/B	A/B	A	
	安全弁	—	—	—	A/B	A/B	A	

(3) 規則第16条の表第3号、4号及び第5号の工事の工程に係る使用前検査  
【設計基準対象施設】

検査対象設備 (又は検査名)	検査項目	工程	立会 区分	備考
加圧器安全弁	1. 工場における作動検査及び漏えい検査 (1) 窒素ガスによる漏えい検査 (2) 蒸気による作動及び漏えい検査	三 三	B A/B	[記号説明] A:立会検査 B:記録確認検査 A/B:抜取立会検査
	2. 発電所における作動検査及び漏えい検査 (1) 窒素ガスによる作動及び漏えい検査	三	A	
加圧器圧力・水位制御系	1. 系統機能検査 (1) 加圧器圧力制御検査 a. 警報インターロック検査 b. 圧力制御検査	三 三	A A	
	(2) 加圧器水位制御検査 a. 警報インターロック検査 b. 水位制御検査	三 三	A A	
	1. 系統機能検査 (1) 警報インターロック検査 (2) 体積制御タンク水位制御検査	三 三	A A	
	2. 系統運転性能検査 (1) ポンプ運転性能検査	三	B	
安全注入系	1. 系統機能検査 (1) 警報インターロック検査 (2) 高圧注入モード検査 (3) 低圧注入モード検査 (4) 再循環モード検査 (5) 蓄圧タンク放水検査	三 三 三 三 三	A A/B A/B A/B A/B	
	2. 系統運転性能検査 (1) ポンプ運転性能検査	三	A/B	
余熱除去系	1. 系統機能検査 (1) 警報インターロック検査(その1) (2) 警報インターロック検査(その2)	三 三	A/B A/B	
	2. 系統運転性能検査 (1) ポンプ運転性能検査	三	B	
原子炉補機冷却水及び海水系	1. 系統運転性能検査 (1) ポンプ運転性能検査	三	B	
主蒸気安全弁	1. 工場における作動検査及び漏えい検査 (1) 窒素ガスによる漏えい検査 (2) 油圧ジャッキによる作動検査 (3) 蒸気による作動及び漏えい検査	三 三 三	B B A/B	
	2. 発電所における作動検査及び漏えい検査 (1) 窒素ガスによる漏えい検査 (2) 油圧ジャッキによる作動検査	三 三	A/B A/B	

検査対象設備 (又は検査名)	検査項目	工程	立会 区分	備考
安全保護系	1. 系統機能検査 (1) 原子炉保護設備ロジック回路動作検査 (2) 工学的安全施設作動設備ロジック回路動作検査	三 三	A/B A/B	A:立会検査 B:記録確認検査 A/B:抜取立会検査
	2. 検出要素設定値確認検査 (1) 原子炉保護回路設定値確認検査 (2) 工学的安全施設作動回路設定値確認検査	三 三	A/B A/B	
核計測装置	1. 系統機能検査 (1) 警報検査	三	A/B	
	2. 性能検査 (1) 計測範囲確認検査	三	B	
原子炉補給水系	1. 系統機能検査 (1) 希釈制御検査 (2) 急速希釈制御検査 (3) 濃縮制御検査 (4) 自動補給制御検査 (5) 手動補給制御検査	三 三 三 三 三	A A A A A	
	2. 系統運転性能検査 (1) ポンプ運転性能検査	三	B	
燃料取扱装置	1. 系統機能検査 (1) 動力源喪失検査 (2) 過荷重検査	三 三	A/B A	
	2. 系統運転性能検査 (1) 容量確認検査	三	A/B	
使用済燃料ピット 水浄化冷却系	1. 系統運転性能検査 (1) ポンプ運転性能検査	三	B	
	2. 系統機能検査 (1) 警報検査	三	B	
エリアモニタリ ング設備	1. 系統機能検査 (1) 警報検査	三	A/B	
	2. 性能検査 (1) 校正検査	三	B	
プロセスモニタ リング設備	1. 系統機能検査 (1) 警報検査	三	A/B	
	2. 性能検査 (1) 校正検査	三	B	
周辺モニタリ ング設備及び移動式 モニタリング設備	1. 系統機能検査 (1) 警報検査	三	A/B	
	2. 性能検査 (1) 校正検査	三	B	

検査対象設備 (又は検査名)	検査項目	工程	立会 区分	備考
換気空調設備	1. 系統機能検査 (1) インターロック検査	三	A/B	A:立会検査 B:記録確認検査 A/B:抜取立会検査
	2. 系統運転性能検査 (1) アニュラス負圧検査 (2) ファン運転性能検査	三 三	A/B B	
	3. 性能検査 (1) 工場におけるよう素フィルタ性能検査 (2) 発電所におけるよう素フィルタ性能検査 (3) 微粒子フィルタ性能検査	三 三 三	A/B A/B B	
液体廃棄物処理系	1. 系統機能検査 (1) タンク流入弁自動切替検査 (2) ポンプ自動起動検査	三 三	A/B A/B	
	2. 系統運転性能検査 (1) 液体廃棄物処理装置運転性能検査 (2) ポンプ運転性能検査	三 三	B B	
気体廃棄物処理系	1. 系統機能検査 (1) タンク流入弁自動切替検査 (2) 活性炭式希ガスホールドアップ装置機能検査	三 三	A/B A/B	
	2. 系統運転性能検査 (1) 気体廃棄物処理装置運転性能検査	三	B	
固体廃棄物処理系	1. 系統機能検査 (1) タンク受入自動停止検査	三	A/B	
	2. 系統運転性能検査 (1) 固体廃棄物処理装置運転性能検査	三	B	
漏えい検出装置	1. 系統機能検査 (1) 警報検査	三	A/B	
格納容器スプレイ系	1. 系統機能検査 (1) 警報インターロック検査	三	A	
	2. 系統運転性能検査 (1) 格納容器スプレイノズル検査 (2) ポンプ運転性能検査	三 三	A A/B	
格納容器隔離弁	1. 系統機能検査 (1) 警報インターロック検査	三	A	
真空逃がし装置	1. 工場における作動検査及び漏えい検査 (1) 作動及び流量測定検査 (2) 漏えい検査	三 三	A/B B	
	2. 発電所における作動検査及び漏えい検査 (2) 作動検査 (3) 漏えい検査	三 三	A/B A/B	
原子炉格納容器	1. 漏えい率検査	三	A	

検査対象設備 (又は検査名)	検査項目	工程	立会 区分	備考
主給水系	1. 系統機能検査 (1) 警報インターロック検査	三	A/B	A:立会検査 B:記録確認検査 A/B:抜取立会検査
	2. 系統運転性能検査 (1) ポンプ運転性能検査	三	B	
補助給水系	1. 系統機能検査 (1) インターロック検査	三	A/B	
	2. 系統運転性能検査 (1) ポンプ運転性能検査	三	B	
蓄電池 (非常用)	1. 外観検査	三	A	
	2. 系統運転性能検査	三	B	
計装用インバータ	1. 外観検査	三	A	
	2. 警報保護装置検査	三	A/B	
	3. 系統運転性能検査	三	B	
非常用予備発電装置	1. 外観検査	三	A	
	2. 絶縁耐力検査	三	A/B	
	3. 系統機能検査 (1) 警報検査 (2) インターロック検査 (3) 自動負荷検査	三 三 三	A/B A/B A	
	4. 系統運転性能検査 (1) ディーゼル発電機運転性能検査	三	A/B	
中央制御室外原子炉停止装置	1. 機能・性能検査 (1) 操作スイッチ健全性確認検査 (2) 手動操作器健全性確認検査	三 三	B B	
	総合設備検査※1	三	B	
一次冷却材の循環設備	1. 系統機能検査 (1) バウンダリ構成確認検査※2	四	A/B	
燃料装荷検査	1. 全燃料装荷後の炉内配置確認検査 (燃料集合体、中性子源及びシンプルプラグアセンブリ)	四	A	
	2. 全燃料装荷後の炉内配置確認検査 (制御棒クラスター、バーナブルポイズン)	四	B	
制御棒駆動装置検査	1. 高温停止状態における制御棒クラスター落下時間測定検査	四	A	
	2. 高温停止状態における制御棒クラスター操作検査 (1) バンク単独操作検査 (2) バンクオーバーラップ操作検査	四 四	B B	
加圧器スプレイ検査	1. 高温停止状態における加圧器連続スプレイ確認検査	四	B	
	2. 高温停止状態における加圧器スプレイ性能確認検査	四	B	
	3. 高温停止状態における加圧器ヒータ性能確認検査	四	B	
制御棒クラスター操作範囲監視検査	1. 高温停止状態における警報装置	四	B	

※1:工事計画記載項目(基本設計方針除く)のうち総合設備検査以外の検査項目で確認されていない項目を対象とする。  
※2:クラス1機器を対象とする。

検査対象設備 (又は検査名)	検査項目	工程	立会 区分	備考
総合インターロック 検査	1. 低温停止状態における原子炉トリップによるタービン、発電機トリップ検査	四	A	A:立会検査 B:記録確認検査 A/B:抜取立会検査
	2. 低温停止状態におけるタービントリップによる原子炉、発電機トリップ検査	四	A	
	3. 低温停止状態における発電機トリップによる原子炉、タービントリップ検査	四	A	
減速材温度係数測定 検査	1. 高温零出力状態における減速材温度係数測定検査	四	A	
停止余裕検査	1. 高温零出力状態における原子炉停止余裕検査	四	A	
	2. 高温零出力状態におけるほう酸貯蔵量確認検査	四	A	
臨界ボロン濃度測定 検査	1. 高温零出力状態における臨界ボロン濃度測定検査	四	A/B	
負荷変動検査	1. 定格電気出力における50%負荷減少検査	五	A	
プラントトリップ検査	1. 50%電気出力におけるプラントトリップ検査	五	A	
外部電源喪失検査	1. 30%電気出力における外部電源喪失検査	五	A	
発電機負荷遮断検査	1. 30%電気出力における発電機負荷遮断検査	五	B	
	2. 50%電気出力における発電機負荷遮断検査	五	B	
	3. 75%電気出力における発電機負荷遮断検査	五	B	
	4. 定格電気出力における発電機負荷遮断検査	五	A	
タービン保安装置検査 (停止中)	1. タービン保安装置検査 (停止中) (1) 油ポンプ自動起動検査	五	A/B	
	(2) タービントリップインターロック検査	五	A/B	
タービン保安装置検査 (無負荷運転中)	1. タービン保安装置検査 (無負荷運転中) (1) 調速装置作動範囲検査	五	A	
	(2) 非常調速装置検査	五	A	
	(3) モータサクシオン油ポンプ自動起動検査	五	A	
負荷検査 (その1)	1. 定格電気出力又は定格熱出力における原子炉関係検査 (1) 連続運転検査	五	A	
	(2) 化学及び放射化学検査 (3) 1次冷却材流量測定検査 (4) 出力分布測定検査	五	A B B	
	2. 定格電気出力又は定格熱出力における蒸気タービン関係検査	五	A	
負荷検査 (その2)	1. 定格電気出力又は定格熱出力における放射線関係検査	五	A	
燃料取扱装置/生体遮蔽装置	1. 機能検査 (1) 吊上げ荷重検査	五	B	
	(2) 伝熱検査	五	B	
	(3) 気密漏えい検査	五	A/B	
	(4) 未臨界検査	五	A/B	
	(5) 模擬燃料集合体挿入検査	五	A/B	
	(6) 外観検査	五	A	
補助ボイラー	1. 警報・インターロック検査	五	A/B	
	2. 安全弁作動検査	五	A/B	
	3. 環境関係測定検査 (注)	五	A/B	
	4. 連続負荷検査	五	A	

(注) 電気ボイラーについては、環境関係測定検査は該当なし。

【重大事故等対処施設】

設備名、系統名、検査名		検査項目	工程	立会区分	備考
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 使用済燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備		系統機能検査 ・警報検査 ・放水検査 ・スプレイ検査	三	A/B	[記号説明] A:立会検査 B:記録確認検査 A/B:抜取立会検査 (既設の設備等で、記録により技術基準への適合性が確認できる場合は全数記録確認とすることができる。)  ※1:クラス1機器を対象とする。
		系統性能検査 ・運転性能検査 ・計測範囲確認検査 ・容量確認検査	三	A/B	
原子炉冷却系統施設 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備 化学体積制御設備 原子炉補機冷却設備 蒸気タービンの附属設備		系統機能検査 ・通水検査	三	A/B	
		系統性能検査 ・運転性能検査 ・容量確認検査	三	A/B	
		系統機能検査 ・バウンダリ構成確認検査 ※1	四	A/B	
計測制御系統施設	制御方式及び制御方法 工学的安全施設等の作動信号	設定値確認検査 ・作動回路設定値確認検査	三	A/B	
	計測装置	系統機能検査 ・ロジック回路動作検査 ・警報検査 ・機能確認検査	三	A/B	
	制御用空気設備	性能検査 ・計測範囲確認検査	三 (四)	A/B	
管理施設 放射線	放射線管理用計測装置	系統機能検査 ・系統機能検査	三	A/B	
	換気設備	性能検査 ・校正検査	三	A/B	
原子炉格納施設	圧力低減設備その他の安全設備	系統性能検査 ・運転性能検査	三	A/B	
		性能検査 ・触媒反応確認検査 ・電気容量確認検査 ・触媒重量確認検査	三	A/B	
	圧力低減設備その他の安全設備 水素再結合装置 電気式水素燃焼装置	性能検査 ・触媒反応確認検査 ・電気容量確認検査 ・触媒重量確認検査	三	A/B	
その他発電用原子炉の附属施設	非常用電源設備 内燃機関 ガスタービン 発電機	外観検査	三	A/B	
		絶縁耐力検査	三	A/B	
		機能検査 ・警報検査 ・インターロック検査	三	A/B	
		性能検査 ・運転性能検査	三	A/B	
	その他の電源装置(非常用) 無停電電源装置 蓄電池 可搬型バッテリー	外観検査 性能検査 ・運転性能検査	三 三	A/B A/B	

設備名、系統名、検査名		検査項目	工程	立会区分	備考
その他発電用原子炉の附属施設	非常用電源設備 燃料設備 補機駆動用燃料設備 燃料貯蔵設備	系統性能検査 ・ 運転性能検査 ・ 燃料給油検査 ・ 容量確認検査	三	A/B	A:立会検査 B:記録確認検査 A/B:抜取立会検査 (既設の設備等で、記録により技術基準への適合性が確認できる場合は全数記録確認とすることができる。)
	火災防護設備 火災区域(区画)構造物 浸水防護施設 防水区画構造物 防護壁 竪坑蓋 水密扉 非常用取水設備 貯留堰 取水口	性能検査 ・ 材料検査 ・ 寸法検査 ・ 外観検査 ・ 組立・据付検査 ・ 容量確認検査	三	B A/B A/B A/B A/B	
	火災防護設備 消火設備	性能検査 ・ 運転性能検査 ・ 通水検査	三	A/B	
総合設備検査※1		適合性確認記録の確認検査	三	B	※1:工事計画記載項目(基本設計方針除く)のうち総合設備検査以外の検査項目で確認されていない項目を対象とする。
負荷検査		負荷検査 ・ 連続運転検査 ・ 一次冷却材流量測定検査	五	A	

添付－２ 使用前検査申請書の様式

使用前検査申請書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名 （名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第４３条の３の１第１項の規定により次のとおり使用前検査を受けたいので申請します。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
発電用原子炉施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地	
申請に係る発電用原子炉施設の概要	
法第４３条の３の９第１項若しくは第２項の認可年月日及び認可番号又は法第４３条の３の１０第１項の規定による届出をした年月日	
検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所	
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	

（手数料 〇〇円）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

〇〇株式会社  
〇〇発電所 第〇号機  
(工事の工程)に係る  
使用前検査実施要領書

施設名 : (規則別表第1の「工事の種類」の区分を記載)  
系統名 : (規則別表第1の中欄又は下欄の区分を参考に記載) ※  
(要領書番号を記載)

平成 年 月

原子力規制委員会

※ 検査内容により記載が適当でない場合、省略しても良い。

## 改訂履歴

〇〇電力株式会社 〇〇発電所第〇号機

(工事の工程)に係る検査実施要領書

施設名 : 〇〇〇〇

要領書番号 : 〇〇〇〇

回	年 月 日	改訂箇所、改訂内容及び改訂理由

## I 検査目的及び項目

※工事概要を記載のうえ、検査範囲の発電用原子炉施設の工事が認可又は届出された工事計画に従って行われたものであること及び技術基準に適合することを確認するものであることを記載し、該当する技術基準の条項を記載。

## II 検査場所

※検査場所の名称及び住所を記載。

## III 検査範囲

### 1. 検査対象施設及び範囲

※検査範囲に係る工事計画記載事項を記載し、検査範囲図等を添付。

### 2. 工事計画認可・届出関係

※検査に係る工事計画の認可申請書・届出書等の年月日及び記番号を記載。

## IV 検査方法

※検査事項ごとに、検査前確認事項及び検査手順（判定方法含む）等を記載し、検査時の系統構成及び使用前検査成績書様式（別紙1）等を添付。

## V. 判定基準

〇〇株式会社  
〇〇発電所第〇号機  
(工事の工程)に係る  
使用前検査成績書

施設名 : (規則別表第1の「工事の種類」の区分を記載)  
系統名 : (規則別表第1の中欄又は下欄の区分を参考に記載) ※  
(必要に応じ、要領書番号を記載)

平成 年 月

原子力規制委員会

※ 検査内容により記載が適当でない場合、省略しても良い。





## 〇〇発電所第〇号機 使用前検査記録

系 統 名：〇〇施設

検査項目：〇〇検査

検査年月日： 年 月 日

〔検査場所：〇〇株式会社〇〇発電所〕

### （１）検査前確認事項

確認事項	確認方法	確認対象	結果	備考

### （２）検査記録

項目	判定基準	結果	備考
〇〇検査			

## 検査用計器一覧表

検査年月日： 年 月 日

## 恒設計器

測定項目	機器名称	計器番号	測定範囲	精度*	校正年月日	備考
					校正有効期限	

\*：原則ループ精度を示す。

## 仮設計器

測定項目	機器名称	管理番号	測定範囲	精度*	校正年月日	備考
					校正有効期限	

\*：原則ループ精度を示す。

年月日

# 検査報告書

原子力規制委員会 殿

原子力施設検査官 ○○ ○○

環境技官 ○○ ○○

私達は命により、○○株式会社から使用前検査申請のあった○○発電所第○号機（検査対象施設名）に対し、[年号]○年○月○日から○月○日に検査を行いましたので、その結果を報告します。

(検査において判明した不適合事象等の記載の考え方)

技術基準適合性に影響を与え得る不適合事象が確認された場合、使用前検査成績書の所要の欄（以下「所要の欄」という。）に記載することとし、影響を与えない要領書の誤記、細かな受検者の運用方法については記載しないこととする。

技術基準適合性に影響を与え得る不適合事象としては、検査者による記録が技術的に問題なもの（直接的に影響を与え得る事項）と品質管理等が問題なもの（間接的に影響を与え得る事項）が考えられる。

また、保安上の不適合事象については、速やかに現地事務所の保安検査官に連絡して対応を引き継ぐものとし、事実関係の概要と保安検査官への引き継ぎ状況を所要の欄に記載することとする。同様に、品質管理上の不適合事象についても、必要に応じ、保安検査等において原因分析及び是正処置等の妥当性確認を行うこととし、不適合事象の事実関係等を簡潔に所要の欄に記載することとする。

# 使用前検査合格証

番号

〇〇株式会社

(代表者役職名及び氏名) 殿

[年号]〇〇年〇月〇日付け〇〇〇号をもって申請がありました発電用原子炉施設については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の1第1項の規定に基づき、合格とします。

[年号] 年 月 日

## 原子力規制委員会

## 添付－6 使用承認等の様式

### 様式1（試験使用承認書）

番 号

年月日

〇〇株式会社

（代表者役職名及び氏名） 殿

原子力規制委員会

〇〇発電所第〇号機の試験使用承認について

[年号]〇年〇月〇日付け〇〇〇号をもって申請がありました上記の件については、  
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第17条第1号の規定に基づき、下記  
のとおり承認します。

記

#### 1. 対象設備

原子炉本体

#### 2. 使用期間

自：[年号]〇年〇月〇日以降であって、原子炉を臨界にさせる前に必要なすべての  
の検査が終了した時

至：[年号]〇年〇月〇日付け（番号）をもって認可した（届出があった）発電用  
原子炉施設に対する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第  
43条の3の1第1項の使用前検査の合格日

#### 3. 使用の方法

（使用方法記載）

## 様式 2 (一部使用承認書)

番 号  
年月日

〇〇株式会社  
(代表者役職名及び氏名) 殿

原子力規制委員会

〇〇発電所第〇号機の一部使用承認について

[年号]〇年〇月〇日付け〇〇〇号をもって申請がありました上記の件については、  
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 17 条第 3 号の規定に基づき、下記  
のとおり承認します。

### 記

#### 1. 対象設備

(対象設備名を記載)

#### 2. 使用期間

自：[年号]〇年〇月〇日

至：[年号]〇年〇月〇日付け(番号)をもって認可した(届出があった)発電用  
原子炉施設に対する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第  
43条の3の11第1項の使用前検査の合格日

#### 3. 使用の方法

(使用方法記載)

### 様式3（検査省略に係る指示書）

番 号

年月日

〇〇株式会社

（代表者役職名及び氏名） 殿

原子力規制委員会

〇〇発電所第〇号機の使用前検査の省略について

[年号]〇年〇月〇日付け（番号）をもって認可しました（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の10第1項の規定に基づき届出がありました）工事計画に係る発電用原子炉施設については、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第17条第4号の規定に基づき、下記のとおり指示します。

記

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の11第1項の検査を受けないで使用して差し支えない。